

「一般運転資金」の利子補給率を加算します！

地域経済回復の主力となる、区内中小企業・小規模事業者の皆様の資金調達を支援します！

概要

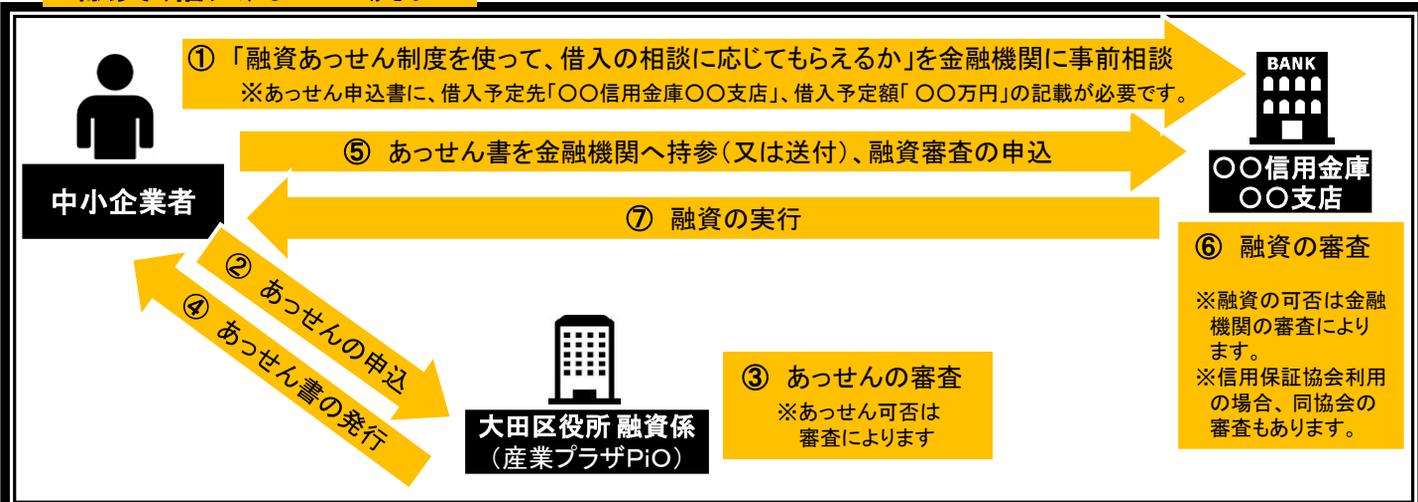
| | | |
|-------|----------------------------------|---------------------------|
| 資金名 | 一般運転資金(利子補給加算) | |
| 受付締切 | 令和4年3月31日(木)から当面の間延長(土日祝日を除く) | |
| 資金使途 | 運転資金 | |
| 融資限度額 | 2,000万円 (限度額内であれば、何度でも申し込みができます) | |
| 返済期間 | 84か月以内(元金据置6か月以内を含む) | |
| 利率 | 名目利率 1.8% 以下 | |
| 利子補給率 | 【現行】 一般運転資金 1.2% | 【加算後】 1.6%(本人負担0.2%以下) |
| | 小口・一般運転資金 1.4% | 1.7%(本人負担0.1%以下) |

融資あっせん制度とは

区が低利の融資を金融機関にあっせんし、融資(借入)後の支払い利子の一部又は全部を補助する制度です。

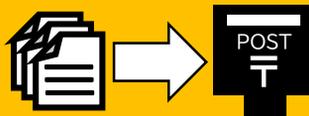
※本制度は、区が直接融資するものではなく、融資の可否及び融資額については、金融機関等の審査によります。

融資(借入)までの流れ



【重要】申込方法について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
現在、窓口での申込受付は行っておりません。
必要書類(裏面参照)を郵送してください。



対象者・申込必要書類
・郵送先は、
裏面(次ページ)参照

対象者

あっせん制度の
利用要件(概要)

- ・中小企業者であること
 - ・区内に、登記上の本店所在地 又は 事業所を1年以上有すること
 - ・同一事業を引き続き1年以上原則として同一場所で営んでいること
 - ・法定期限内に確定申告をしていること
 - ・納期到来分の住民税及び事業税(個人は住民税のみ)を完納していること
 - ・資金使途が適正な事業資金であること(生活・住宅・投機資金、債務の補填等は対象外) など
- ※詳細は、パンフレット「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」又は
大田区ホームページ(右上のQRコード参照)をご参照ください。



申込必要書類

| | 必要書類 | ご用意いただく際の注意事項 |
|---|--|---|
| ① | 郵送提出チェック表 | ・郵送前に、必ずこのチェック表でご提出いただく書類が揃っているかを確認してください。チェック表もご提出ください。・書式は、区ホームページからダウンロードできます。 |
| ② | 融資あっせん申込書 | ・複写式(3枚)の書式、又は区ホームページからダウンロードできる書式をご使用ください。 ・複写式の書式の場合、3枚とも申込者の実印(法人の場合は法人の実印)をご捺印ください。 ・区ホームページからダウンロードできる書式の場合、1枚のみご用意いただき、申込者の実印(法人の場合は法人の実印)をご捺印ください。・申し込みは10万円単位です。 |
| ③ | 直近の確定申告書(決算書を含む)の控えのコピー | ・税務署收受印(電子申告の場合は受信通知(メール詳細))があるものをご用意ください。ご返却はできませんので予めご了承ください。 ・決算期を過ぎても期限前で申告未了の場合は前々期のものをご送付ください。 |
| ④ | 個人情報の取扱いに関する同意書(1部) | ・「代表者」欄には、申込者が法人の場合のみ②の申込書と同一の代表者本人が署名(ゴム印不可)、捺印(個人実印)してください。・書式は、区ホームページからダウンロードできます。 |
| ⑤ | 納税証明書のコピー(発行3か月以内) <法人の場合> 直近の確定申告(③の申告書と同一期)による東京都税務所発行の法人 都民税 及び法人事業税の納税証明書(1部) <個人事業主の場合> 大田区発行の特別区民税・都民税の 納税(非課税)証明書(1部) | <法人・個人事業主共通> ・納期到来分は「未納」ではないことが確認できる「納税証明書」が必要です。納付後すぐには「納税証明書」に反映されていない場合がありますので必ず内容を確認してください。なお、納付したにもかかわらず「納税証明書」に反映されていない場合は、領収書の提示により反映させることが可能か発行元にご相談ください。 ・課税証明書や領収書では代用できません。 <法人の場合> ・法人都民税及び法人事業税の納税証明書は東京都税務所(最寄りは大田区大田都税事務所：電話03-3733-2411)で取得できます(税額が0円でも証明書は必要です)。 ・本店登記地が区外の場合、区内に1年以上事業所を有することの確認のほか、当該事業所分も法人都民税の課税対象となっていることの確認(「均等割額の計算に関する明細書」等)が必要です。(区内事業所の住所で納税していることが条件になります。) <個人事業主の場合> ・特別区民税・都民税の納税(非課税)証明書は大田区役所課税課、戸籍住民課又は特別出張所で取得できます。 ・自宅が区外で事業所のみが区内にある場合、大田区発行の特別区民税・都民税(区内事業所課税分、均等割)の納税(非課税)証明書が必要です。区内事業所について申告していない場合、6月上旬まで納税証明書を取得できない場合があります。 |
| ⑥ | 履歴事項全部証明書(発行3か月以内)のコピー(1部) | ・「履歴事項全部証明書」は法務局で取得できます。 (東京法務局城南出張所 電話03-3750-6651 最寄り駅：東急多摩川線「鵜の木」駅) |
| ⑨ | その他 | ・金融機関等が代理で申込む場合は委任状が必要です。 |
| ⑩ | 返信用封筒(角型2号・切手不要) | ・区からあっせん書類等を返送する際に使用するため、返送先を明記してください。 |

Q&A

Q1. どの金融機関でも「大田区中小企業融資あっせん制度」は利用できるのですか。

A1. 区内の指定の金融機関に限ります。取扱金融機関の一覧は、大田区ホームページ又はパンフレット「大田区中小企業融資あっせん制度のご案内」をご参照ください。

Q2. 利子補給加算のない通常の「一般運転資金」を利用し、1,000万円を借りています。その1,000万円の融資を「一般運転資金(利子補給加算)」で借換の申込をすることは可能ですか。

A2. できません。
なお、「一般運転資金(利子補給加算)」の融資を「一般運転資金(利子補給加算)」で借換の申込は可能ですが、①継続して6月(6回)以上元金を均等返済している同資金を同時完済すること、②申込時点の残額に新たな資金を足した額での申込み(10万円単位)に限ります。

Q3. 利子補給加算のない通常の「一般運転資金」を利用し、1,000万円を借りています。「一般運転資金(利子補給加算)」の申込は何万円まで可能ですか。

A3. 利子補給加算のない通常の「一般運転資金」と「一般運転資金(利子補給加算)」は合算して2,000万円までが上限額となります。
よって、2,000万円から借入残高を除いた額が申込可能額(10万円単位)です。

【郵送・問合せ先】 大田区産業経済部 産業振興課 融資係
電話03-3733-6185 ※現在、窓口での相談・あっせん申込受付は行っていません。
大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO 2階